

大使館からのお知らせ（当地における交通ルールの一部変更）

<ポイント>

- 6月1日より、当地の改正道路交通法が発効し、交通ルールの一部が変更されました。
- 主な変更点は、横断歩道等における規定の変更、市街地における制限速度の統一、自動車専用道路等における車間距離の設定です。

6月1日、当地の改正道路交通法が発効し、自動車の運転や道路の横断などに関する交通ルールが一部変更となりました。主な変更点は、以下のとおりです。

- 1 車両が横断歩道に進入する際、運転手は、横断歩道を横断中の歩行者だけでなく、これから横断歩道を横断しようとしている歩行者に対しても、進路を優先させなければならなくなります。また、歩行者についても、携帯電話などの携帯機器を使用しながら道路を横断することが禁止されます。
- 2 市街地における車両の制限速度について、これまでは、午前5時から午後11時までは時速50km、午後11時から午前5時までは時速60kmでしたが、6月1日以降は昼夜問わず時速50kmに統一されます。
- 3 自動車専用道路や高速道路における車間距離が設定され、走行速度の数値を半減した距離（メートル）を前方車両との間で取ることになります。例えば、時速100kmで走行している時は50メートル、時速120kmで走行している時は60メートルの車間距離を取る必要があります。

詳細につきましては、以下の6月1日付国家警察本部のプレスリリースをご参照ください（<https://policja.pl/pol/aktualnosci/203728,Bezpieczenstwo-Na-Drodze-wybrane-zmiany-w-przepisach-ruchu-drogowego-od-1062021-.html>）。また、在留邦人の皆様におかれましては、引き続き当地の交通ルールを遵守していただきますようお願いいたします。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30、13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（+48 22 696 5000）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP : https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html